

当行でお客様に個人番号(マイナンバー)のお届出をお願いする主なお取引

2015年12月

2016年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続に個人番号(以下、マイナンバー)が必要となります。これに伴い、今後、税分野での所定のお手続きにつきましてお客様にマイナンバーのお届出をお願いいたします。一般的に銀行取引においては、個人のお客様の場合、国際キャッシュサービスのご利用、投資信託などの証券取引全般、マル優などの制度のご利用、海外送金を行う際などに、マイナンバーのお届出をお願いしております。その際は「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」などをご提出してください。

当行において2016年1月よりマイナンバーのお届出が必要となる主なお取引は以下の通りです。

国際キャッシュサービスのご利用

海外送金

投資信託の口座開設

投資信託口座を保有のお客様の住所・氏名変更

非課税貯蓄(マル優)のお手続き

教育資金贈与専用定期預金へのお預入

海外送金

お取引	新生総合口座パワーフレックスの開設日	お取引の可否
●新生総合口座パワーフレックスから海外へ送金する場合	2015年12月末までに開設	お取引可能 マイナンバーをお届出いただいていないお客様には、後日、マイナンバーのお届出をお願いする予定です。
	2016年1月以降に開設	マイナンバーをお届出いただいていないお客様は、事前にマイナンバーのお届出をお願いいたします。
●海外から新生総合口座パワーフレックスへの送金を受け取る場合	2015年12月末までに開設	お受取可能 マイナンバーをお届出いただいていないお客様には、後日、マイナンバーのお届出をお願いする予定です。
	2016年1月以降に開設	マイナンバーをお届出いただいていないお客様は、マイナンバーのお届出後のご資金のお受け取りとなります。
●新規でGoレミットサービスのお申込・ご登録をされる場合		マイナンバーのお届出をお願いいたします。 ※ただし、2015年12月末までにGoレミットサービスをお申し込みし、ご登録済みのお客様については、経過措置がありますので、引き続きご利用いただけますが、順次お届出をお願いする予定です。

投資信託の口座開設

お取引項目	内容
●一般口座開設をする場合 ●特定口座開設をする場合 ●NISA口座開設をする場合	各口座の開設ごとに、マイナンバーのお届出をお願いいたします。 ※2015年12月末までに投資信託口座(一般、特定、NISA)を開設したお客様には2016年1月以降、順次お届出をお願いする予定です。

投資信託口座を保有のお客様の住所・氏名変更

お取引項目	内容
●投資信託口座を保有のお客様の住所・氏名変更	住所・氏名変更の際にマイナンバーのお届出をお願いいたします。

制度の詳細については、以下のサイトをご覧ください。

全国銀行協会ホームページ(<http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/8188/>)
内閣官房ホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)

お問い合わせはお気軽に

(コールセンターにお問い合わせをされる際には、口座番号と暗証番号をご確認の上、お問い合わせください。)

新生パワーコール

0120-456-007

[通話料無料/24時間365日受付]
投資信託の受付時間は平日8:00~20:00 土日祝日(照会のみ)は10:00~18:00

Color your life

新生銀行